

組 合 公 報	令 和 6 年 4 月 1 日 富 山 市 下 野 9 9 5 番 地 の 3 富 山 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合 電 話 0 7 6 (4 3 1) 8 0 3 1
---------	--

○公告第1号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部を変更することについては、令和6年2月27日招集の第170回組合会において議決され、総務大臣に認可申請を行ったところ、令和6年3月29日付け総行福第85号をもって認可を受けたので、下記のとおり公告する。

令和6年 4 月 1 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 角 田 悠 紀

記

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和37年定款第1号）の一部を次のように変更する。

第43条第1項の表中「1,000分の40.88」を「1,000分の44.11」に、「1,000分の2.8」を「1,000分の2.59」に改める。

第43条の2中「施行令第46条の2第1項の規定による標準報酬の月額」を「施行令第46条の2第1項第1号の規定による標準報酬の月額（同号に掲げる額が同

項第2号に掲げる額を超える任意継続組合員にあつては、同項第1号に掲げる額が380千円を超えるときは380千円。以下「任意継続組合員標準報酬の月額」という。)」に、「1,000分の81.76」を「1,000分の88.22」に、「同項に規定する」を「任意継続組合員」に改める。

第45条中「令和5年度」を「令和6年度」に、「1,665円」を「1,795円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第43条第1項の規定は、令和6年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第43条の2の規定は、令和6年3月31日以後に退職した任意継続組合員の同年4月分以後の任意継続掛金について適用し、同日前に退職した任意継続組合員に係る同年4月以後の任意継続掛金の算定については、この変更による変更前の第43条の2中「施行令第46条の2第1項の規定による」とあるのは「この変更の施行の日（以下「施行日」という。）の前日における」と、「1,000分の81.76」とあるのは「1,000分の88.22」と、「同項に規定する」とあるのは「施行日の前日における」と読み替えて、同条の規定を適用する。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																												
第1条 ～ 第42条 (略) (掛金及び負担金の額) 第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="2">標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="2">標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短 期 給 付</th><th colspan="2">福 祉 事 業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一般組合員</td><td>1,000分の0</td><td>1,000分の0</td><td>1,000分の0</td><td>1,000分の0</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>40.88</td><td>8.9</td><td>1.7</td><td>8.9</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>40.88</td><td>8.9</td><td>1.7</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長期組合員</td><td>1,000分の0</td><td>1,000分の0</td><td>1,000分の0</td><td>1,000分の0</td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>2.8</td><td>2.8</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> 2 (略) (任意継続掛金の額) 第43条の2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、<u>施行令第46条の2第1項の規定による標準報酬の月額</u>	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		短 期 給 付		福 祉 事 業		短期分	介護分	短期分	介護分	一般組合員	1,000分の0	1,000分の0	1,000分の0	1,000分の0	市町村長組合員	40.88	8.9	1.7	8.9	特定消防組合員	40.88	8.9	1.7	1.7	長期組合員	1,000分の0	1,000分の0	1,000分の0	1,000分の0	市町村長長期組合員	2.8	2.8	-	-	第1条 ～ 第42条 (略) (掛金及び負担金の額) 第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="2">標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="2">標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短 期 給 付</th><th colspan="2">福 祉 事 業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一般組合員</td><td>1,000分の0</td><td>1,000分の0</td><td>1,000分の0</td><td>1,000分の0</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>44.11</td><td>8.9</td><td>1.7</td><td>8.9</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>44.11</td><td>8.9</td><td>1.7</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長期組合員</td><td>1,000分の0</td><td>1,000分の0</td><td>1,000分の0</td><td>1,000分の0</td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>2.59</td><td>2.59</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> 2 (略) (任意継続掛金の額) 第43条の2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、<u>施行令第46条の2第1項第1号の規定による標準報酬の月額(同号に掲げる額は、同項第2号に掲げる額を超える任意継続組合員にあつては、同項第1号に掲げる額が380千円を超えるときは380千円。以下「任意継続組合員標準報酬の月額」という。)</u>に1,000分の88.22を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、<u>任意継続組合員標準報酬の月額に1,000分の17.8を乗じて得た額とする。</u>	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		短 期 給 付		福 祉 事 業		短期分	介護分	短期分	介護分	一般組合員	1,000分の0	1,000分の0	1,000分の0	1,000分の0	市町村長組合員	44.11	8.9	1.7	8.9	特定消防組合員	44.11	8.9	1.7	1.7	長期組合員	1,000分の0	1,000分の0	1,000分の0	1,000分の0	市町村長長期組合員	2.59	2.59	-	-	① 医療費の増徴及び高齢者医療等への負担増に対応するため、令和5年度短期保険料率を5年短期保険料率に引き上げるもの。 (各々+3.23%) ② 育児休業給付に係る公的負担割合が引き上げられることから、育児・介護休業手当金に係る拠出金率が5.6%から5.18%へ引き下げられるため、75歳以上の長期組合員等の育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金を引き下げるもの。 (各々△0.39%) ① 任意継続組合員に係る短期任意継続掛金を引き上げるもの。 (+6.46%) ② 任意継続組合員の掛金算定基礎について、令和4年の健康保険法等の改正を踏まえ、組合員の退職時の標準報酬月額で算定する方法とする。ただし、この見直しは定年引上げの完成後に行い、その間は前年9月末の短期組合員を除く組合員の平均標準報酬月額を上限とする。
組合員の種別		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合																																																																										
		短 期 給 付		福 祉 事 業																																																																										
	短期分	介護分	短期分	介護分																																																																										
一般組合員	1,000分の0	1,000分の0	1,000分の0	1,000分の0																																																																										
市町村長組合員	40.88	8.9	1.7	8.9																																																																										
特定消防組合員	40.88	8.9	1.7	1.7																																																																										
長期組合員	1,000分の0	1,000分の0	1,000分の0	1,000分の0																																																																										
市町村長長期組合員	2.8	2.8	-	-																																																																										
組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合																																																																											
	短 期 給 付		福 祉 事 業																																																																											
	短期分	介護分	短期分	介護分																																																																										
一般組合員	1,000分の0	1,000分の0	1,000分の0	1,000分の0																																																																										
市町村長組合員	44.11	8.9	1.7	8.9																																																																										
特定消防組合員	44.11	8.9	1.7	1.7																																																																										
長期組合員	1,000分の0	1,000分の0	1,000分の0	1,000分の0																																																																										
市町村長長期組合員	2.59	2.59	-	-																																																																										

変 更 前	変 更 後	備 考
第44条 (略) (資金の繰入れ) 第45条 令和5年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第7条第1項の規定により定款で定める金額は、<u>1,665円</u>とする。 第46条 ～ 第50条 (略)	第44条 (略) (資金の繰入れ) 第45条 令和6年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第7条第1項の規定により定款で定める金額は、<u>1,795円</u>とする。 第46条 ～ 第50条 (略)	令和6年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たりの事務費単価を引き上げるもの。 (+130円)

理 由 書

医療費の増嵩及び高齢者医療等への負担増に対応するため、短期給付財源率を引き上げる必要があること。このことを踏まえ、任意継続組合員の掛金算定の基礎となる標準報酬月額の上限について、現在の定年引上げの完成までの間は、短期組合員を除く組合員の平均標準報酬月額とする必要があること。

育児及び介護休業手当金に係る共同事業の拠出金率が引き下げられることに伴い、本組合における長期組合員等の育児及び介護休業手当金に関する掛金・負担金率を引き下げる必要があること。

本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、令和6年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き上げる必要があること。

以上の理由から定款の一部を変更するもの。

定款の一部変更要綱

項 目	説 明
1 変更の目的	(1) 医療費の増嵩及び高齢者医療等への負担増に対応するため、令和5年度短期保健部会答申に基づき、短期給付財源率を引き上げる必要があること。 (2) 短期給付財源率の引上げが要する状況となったことから、任意継続組合員の掛金算定基礎の上限については、令和5年度短期保健部会答申に基づき、現在の定年引上げの完成までの間は、短期組合員を除く組合員の平均標準報酬月額とするもの。 (3) 本組合が組合員等に行う育児及び介護休業手当金の給付に関しては、円滑な業務運営を行うため、全国市町村職員共済組合連合会において共同事業で実施しており、共同事業に要する費用に係る拠出金率が、令和6年度から現行 5.6‰から 5.18‰に引き下げられるため、長期組合員及び市町村長長期組合員における育児及び介護休業手当金に係る掛金・負担金率を引き下げるもの。 (4) 本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、令和6年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き上げるもの。
2 内 容	(1) 短期給付財源率の引上げ (定款第 43 条・第 43 条の 2 関係) ① 短 期 掛 金 率 … 現行: 40.88‰ ⇒ 変更後: 44.11‰ (+3.23) ② 短 期 負 担 金 率 … 現行: 40.88‰ ⇒ 変更後: 44.11‰ (+3.23) ③ 短期任意継続掛金率 … 現行: 81.76‰ ⇒ 変更後: 88.22‰ (+6.46) (2) 任意継続組合員の掛金算定の基礎となる標準報酬月額の暫定的な上限額の設定 (定款第 43 条の 2 関係) ・ 現 行 : 前年 9 月末の<u>全組合員</u>の平均標準報酬月額  ※ R5.4~380,000 円 (参考) 今回上限額を見直さない場合 R6.4~320,000 円 ・ 変更後 : 前年 9 月末の<u>短期組合員を除いた組合員</u>の平均標準報酬月額 ※ R6.4~380,000 円 (3) 長期組合員等(後期高齢者医療制度の被保険者である組合員)に対する育児及び介護休業手当金に係る掛金・負担金率の引下げ (定款第 43 条関係) ① 掛 金 率 … 現行: 2.8‰ ⇒ 変更後: 2.59‰ (Δ0.21) ② 負担金率 … 現行: 2.8‰ ⇒ 変更後: 2.59‰ (Δ0.21) (4) 令和6年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費単価の引上げ (定款第 45 条関係) 毎年度、国が示す事務費単価の上限に基づき、本組合が、地方公務員等共済組合法施行規程第 7 条第 1 項の規定により定款で定めることとされている短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を次のとおり引き上げる。 ・ 現行: 1,665 円 ⇒ 変更後: 1,795 円 (+130 円) ※ 引上げ要因: 令和 4 年 10 月の短時間勤務職員の共済組合加入(適用拡大)に伴う事務費等
3 施行期日	令和 6 年 4 月 1 日